

102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年1年間における対処状況について（令和7年1月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。	/	【最高裁判所から回答】
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		【最高裁判所から回答】
三 令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。		【最高裁判所から回答】
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。	検討中	<p>（法務省）</p> <p>法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページで公表したところである。</p> <p>附帯決議を踏まえて、2回目の「法曹の質に関する検証結果報告書」の公表に向けて調査を進めているところである。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和6年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法</p>

		<p>試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和6年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>
<p>五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。</p>	/	<p>【最高裁判所から回答】</p>
<p>六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。</p>	/	<p>【最高裁判所から回答】</p>
<p>七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。</p>	/	<p>【最高裁判所から回答】</p>
<p>八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。</p>	/	<p>【最高裁判所から回答】</p>

○総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月11日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害者等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、早期に円滑かつ充実した運用が開始できるよう、必要な予算の確保及び体制の整備について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。
二 犯罪被害者等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害者等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、援助を必要とする犯罪被害者等に対し迅速かつ円滑に援助を行うことができるよう、改正法の施行に向けた効果的かつ効率的な周知広報の在り方について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。 【警察庁から別途回答】
三 犯罪被害者等支援施策には様々な実施主体による多様な支援があること、犯罪被害者等に対し被害直後から包括的かつ継続的な支援を行う必要があることなどを踏まえ、各犯罪被害者等支援施策を実施する関係機関の緊密な連携体制を構築するよう努めること。	/	【警察庁から回答】
四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手となる契約弁護士等が十分に確保できるよう、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。
五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。	検討中	早期に円滑かつ充実した運用が開始できるよう、改正法の施行に必要な政省令の策定等に向けて直ちに取組を開始し、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。
六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。	検討中	改正法及び附帯決議の趣旨を踏まえ、対象者の該当性の判断方法、費用負担を求める基準及びその負担額について、関係機関・団体と協議を行うなどして検討を進めている。

<p>七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和六年三月二十六日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえつつ、検討すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>現行法令における類似の文言の解釈に係る政府全体としての検討状況も踏まえ、検討を行っていく予定である。</p>
---	------------	---

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。</p>	<p>（法務省） 未着手</p>	<p>令和7年1月時点で本法は未施行であるため、その施行後の状況を注視していくこととしている。</p>
<p>二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする事。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和6年）</p>	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、裁判所からの依頼により、講演を実施した。</p> <p>引き続き、父母の協議や裁判所における判断に当たって本改正の内容が十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
<p>三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第八百二十四条の二各項目の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第七百六十六条第一項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和6年）</p>	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、附帯決議の趣旨を踏まえて、関係府省庁等連絡会議において、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるための周知広報の在り方や親権の単独行使の対象等についてのQ&A形式での解説資料の策定に向けて、意見交換を行っている。</p>

		引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知広報に努めることとしている。
四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。 また、関係府省庁等連絡会議において、医療や教育を含む様々な場において適切な運用がされるような周知広報の在り方やQ&A形式での解説資料の策定に向けて、意見交換を行っている。 引き続き、改正内容の周知広報に努めるとともに、分野ごとに個別に必要な取組について関係府省庁等連絡会議において検討を行うこととしている。
五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。 同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。
六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。		【最高裁判所から回答】
七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育	(法務省) 一部措置済み (令和6年)	改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。 同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。 また、本法の施行後の状況を注視し、必要な調査を行うこ

<p>費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。</p>		<p>ととしている。</p>
<p>八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。 同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p>
<p>九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和6年）</p>	<p>【最高裁判所から回答】</p>
<p>十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。 同会議において、必要な施策の検討を含め、本法の円滑な施行に向けた準備を行っている。</p>
<p>十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和6年）</p>	<p>【内閣府、こども家庭庁から回答】</p>
<p>十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っている。当該パンフレット及び動画は、附帯</p>

<p>し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。</p>		<p>決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものであり、その中で、父母間で親子交流の取決めがされたにもかかわらず、その一方が、特段の理由なく、その実施を拒むことは父母間の人格尊重・協力義務に違反する可能性があることを説明している。</p> <p>引き続き、そのことが十分理解されるよう、周知・広報に努めることとしている。</p> <p>【最高裁判所、こども家庭庁から別途回答】</p>
<p>十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が二年から五年となることを踏まえ、二年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。</p>		<p>【厚生労働省から回答】</p>
<p>十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げ、本法の施行に伴う社会福祉制度等への影響について検討を行っている。</p> <p>引き続き、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこととしている。</p>
<p>十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和6年)</p>	<p>改正法の施行に向けて関係府省庁等相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための関係府省庁等連絡会議を立ち上げた。</p> <p>本改正の内容を解説するパンフレットを市区町村、関係機関等に配布するとともに、解説動画を公開するなどの周知・広報活動を行っているところ、当該パンフレット及び動画は、附帯決議の趣旨を踏まえて関係府省庁等連絡会議において検討した上、作成したものである。</p> <p>また、同会議において、当該パンフレット及び動画に続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容を関係機関等に正確に伝えるための周知広報の在り方やQ&A形式での解説資料の策定に向けて、意見交換を行っている。</p>

	<p>引き続き、本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、周知広報に努めるとともに、関係府省庁等連絡会議において、本法の円滑な施行に向けた準備を丁寧に進めることとしている。</p>
--	---

○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を、法施行後も尊重すること。	検討中	特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を踏まえ、法施行後も適切に運用していく予定である。
二 在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。	検討中	改正法の施行に向けて、政省令やシステム等の整備を進めており、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置についても検討を行っていく。
三 年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実にを行うものとする。	検討中	改正法の施行に向けた準備と併せ、偽造技術への対応及びセキュリティ対策について検討を行っていく。
四 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定在留カードの所持を失ったときは出入国在留管理庁において、在留カードが即時に交付されることについて必要な周知を行うこと。	検討中	特定在留カードを紛失等した場合の対応については、必要な周知を行う予定である。

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年6月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 我が国が外国人労働者にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、また、安価な労働力の確保策として悪用されることのなきよう、外国人労働者の生活・就労環境等の整備と適切な法の運用に努めるものとし、段階的な技能向上が図られることの明確化、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>育成就労制度では、転籍制限の緩和等を行うこととしているほか、受入れ機関に関する要件の適正化等により労働関係法令がより確実に遵守されるようにしている。また、3年間の就労を通じて特定技能1号の在留資格取得の要件となる水準の技能及び日本語能力を修得することとしている。</p> <p>加えて、外国人の受入れ環境を整備することは極めて重要であるところ、政府においては、令和4年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、外国人との共生社会の実現に向けた各種取組を進めている。</p> <p>引き続き、国民の声にも耳を傾けながら、外国人との共生社会の実現に向けて、関係省庁一丸となって取り組んでいく。</p>
<p>二 外国人労働者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人労働者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人労働者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握と業所管省庁間の共有に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）において、労働関係法令、社会保険関係法令における義務として遵守すべき事項、賃金、労働時間等の主要な労働条件等の雇用管理の改善のために努める事項のほか、国籍を理由とした差別的取扱いを行ってはならない旨等について規定しているところであり、引き続き同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っていく。</p> <p>現行の技能実習制度では、外国人技能実習機構において、監理団体や実習実施者に対する実地検査や技能実習生からの相談・申告等、実習実施者からの技能実習実施困難時届出書の提出などにより実態把握に努めている。</p> <p>その上で、人権侵害や失踪の防止に資する取組の1つとして、令和6年11月にやむを得ない事情による転籍について、</p>

		<p>その範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化する運用の改善を行った。</p> <p>育成就労制度においても、現行の技能実習制度での取組を踏まえつつ、外国人育成就労機構による実地検査、育成就労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握し、必要に応じて、情報共有や改善措置について検討することを予定している。</p>
<p>三 育成就労の関係者は、育成就労労働者等の外出、妊娠・出産及び育児その他の私生活の自由を不当に制限してはならないこと。政府は、その旨の周知徹底を関係者に向けて行うものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第48条第2項において、育成就労関係者が育成就労外国人の外出その他の私生活の自由を不当に制限することを禁じており、外国人育成就労機構による指導や主務大臣等による行政処分等を通じ当該規定の履行を確保していく。</p> <p>また、技能実習制度においては、技能実習生が妊娠・出産等した場合の法的保護等についてリーフレット等を通じて周知を行っており、育成就労制度においても引き続き取り組む。</p>
<p>四 地域社会での生活や育成就労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人労働者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>効率的な技能修得、外国人本人の権利保護、地域社会での共生といった観点から、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る講習受講や試験合格の要件を設け、継続的な学習により段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。</p> <p>日本語教育環境の整備の観点では、令和4年6月に決定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」においては、取り組むべき中長期的な課題として、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」等を掲げ、日本語教育に関する各種取組を進めている。</p> <p>また、令和6年4月に施行された日本語教育機関認定制度の着実な実施に努めており、地方における日本語習得の機会</p>

		の確保については、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、地方公共団体による日本語教育環境整備に対する支援を行う等の取組を実施している。
五 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人労働者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者や労使団体等の知見が反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に更に積極的に招致を行う方策について検討を行うこと。	一部措置済み (令和6年)	<p>令和6年12月17日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成就労制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の開催を決定した。特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、有識者会議における意見を踏まえて、政府として決定することとしている。</p> <p>高度外国人材に関しては、新たな制度として令和5年に「特別高度人材制度（J-Skip）」及び「未来創造人材制度（J-Find）」を創設しており、引き続き制度の積極的な周知等を通じて、高度人材の更なる呼び込みに向けて取り組むこととしている。</p>
六 政府は、育成就労産業分野の設定に当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることが客観的データ等から明らかであること、従事する業務が単純作業でなく、一号特定技能外国人の技能水準までの人材育成と処遇向上が可能な体制を有する分野・業務であること等、制度趣旨を踏まえつつ、国内労働市場への影響や産業政策を総合的に検討した上で厳格に設定すること。	一部措置済み (令和6年)	育成就労産業分野は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野とした上、同分野において外国人の受入れが必要であることを客観的な指標等により具体的に示すことを予定している。
七 育成就労制度及び特定技能制度において、日本人との同等以上の処遇確保の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。	一部措置済み (令和6年)	育成就労制度では外国人の報酬の額に関して、育成就労外国人に対する報酬の額が日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額と同等以上であることという要件を設けている。今後、当該要件の実効性確保の在り方について検討していく。
八 育成就労制度及び特定技能制度の各種評価試験について、各制度趣旨に沿った適正レベル、内容となるよう有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を	措置済み(令和7年)	令和7年2月、特定技能制度及び育成就労制度における技能評価試験について意見を聴くため、「特定技能制度及び育

<p>踏まえ、適正化を図ること。</p>		<p>成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の下に「特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議」を開催することとした。今後、特定技能制度及び育成就労制度の技能評価試験について、同専門家会議からの報告を受けた同有識者会議の意見を踏まえ適正に設定していく。</p>
<p>九 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受入れ手段について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>過去に技能実習生として在留していた者のうち、従事していた業務に対応する育成就労産業分野が存在しない場合などについて、育成就労外国人として受入れ可能とすることとしている。</p>
<p>十 育成就労労働者の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に転籍が可能なものとなるよう、有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を反映すること。また、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討するものとする。</p>	<p>一部措置済み (令和7年)</p>	<p>令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて育成就労外国人本人の意向による転籍に係る主務省令の内容を検討していく。その上で、各分野において設定する本人の意向による転籍に必要な技能水準及び日本語能力水準については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等で有識者等の意見を聴いた上で分野別運用方針の内容を検討していく。</p> <p>また、入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて見直しの要否等を検討する予定。</p>
<p>十一 育成就労労働者の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続にかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。</p>	<p>検討中</p>	<p>育成就労外国人による転籍の希望の申出の手続について、その詳細を定める主務省令の策定等に向けて検討していく。</p> <p>技能実習制度においては、転籍手続中の技能実習生が当該期間中の生活を維持するため、在留管理制度上の措置を講じているところであり、育成就労外国人の転籍手続中の生活支援等の在り方についても、技能実習制度における取扱いも踏</p>

		まえ検討していく。
十二 本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「一年」という有識者会議の最終報告書及び関係閣僚会議の決定の趣旨を尊重した上で、必要な検討を行うものとする。	検討中	本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、人材育成の観点から踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、当分の間、各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、受入れ対象分野ごとに1年から2年までの範囲内で設定するものとしている。 今後、上記の趣旨を踏まえつつ、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の意見を聴いた上で、分野ごとに当該期間を設定していく。
十三 育成就労労働者が一年を超えて同一の実習先において就労を継続する場合には、二年目の就労を開始する際に、当該育成就労労働者の賃金等の雇用条件が一年目の雇用条件よりも向上することになるよう、雇用契約書のひな型を整備するなどし、雇用条件が向上していることを育成就労機構が客観的に確認することができるようにするなど、主務省令において適切な定めを設けること。	検討中	主務省令は令和7年夏ごろに公布することを予定しており、令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえ、主務省令の内容を検討していく。
十四 本法による育成就労労働者の意思による転職は最大二年間制限することになること（法第九条の二第四号イ）、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後三年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。	検討中	育成就労外国人の転籍の状況については、外国人育成就労機構等を通じて把握していく。また、本法附則第26条第1項において、政府はこの法律の施行後3年を目途として、育成就労制度の運用状況の検証を行うこととされており、当該規定も踏まえ適切に対応していく。
十五 育成就労制度における労働者派遣について、関連する省令の制定に当たっては、適正な人材育成及び賃金・処遇の向上、安全対策等が確保され、制度趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう、有識者や労使団体等の関係者の意見を反映すること。	一部措置済み (令和7年)	令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて労働者派遣等監理型育成就労に係る主務省令の内容を検討していく。
十六 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労労働者の利益が不当に害されるこ	検討中	育成就労の実施に当たっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法

<p>とのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇をすること。</p>		<p>律第88号) その他の労働関係法令が適用される。その上で、「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見を踏まえて、労働者派遣等監理型育成就労に係る主務省令の内容を検討していく。</p>
<p>十七 政府は、育成就労外国人及び特定技能外国人の労働災害発生率を低減させるため、受入れ機関における安全衛生管理体制の強化及び安全衛生教育・訓練の充実、外国人労働者に対する母国語による支援の実施、評価試験における労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等、実効性ある方策を検討し、実施すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>特定技能外国人を含む外国人労働者に対しては、労働基準監督署を通じ、育成就労外国人や特定技能外国人の受入れ機関をはじめとした全ての事業者に対し、労働災害の防止のため、法令に基づく安全衛生管理体制の構築を指導している。</p> <p>また、安全衛生教育・訓練の充実や外国人労働者に対する母国語による支援策として、事業者向けに外国人未熟練労働者に伝わりやすい安全衛生教育のためのマニュアルを作成し周知・利用勧奨しているほか、労働者向けに、各種言語による安全衛生の基礎教材を作成し、周知・利用勧奨を図っている。加えて、育成就労制度及び特定技能制度における技能評価試験については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等で有識者等の意見を聞いた上で労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等の在り方を検討していく。</p>
<p>十八 監理支援機関、登録支援機関及び育成就労実施者の要件について、本法の施行後に運用状況や法令違反を検証し、その結果を踏まえ、更なる要件の厳格化、必要な措置等を検討すること。特に登録支援機関については、登録制の是非を含めて検討すること。</p>	<p>検討中</p>	<p>入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて検討等する予定。</p>
<p>十九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、実地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成就労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が</p>	<p>検討中</p>	<p>令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見も踏まえ、監理支援機関の要件について実効性が確保されるよう主務省令の内容等を検討していく。</p> <p>また、入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で</p>

<p>実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になされるよう、必要な措置を検討すること。</p>		<p>定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて見直しの可否等を検討する予定。監理支援機関に対しては、実地検査等を通じてその状況等の確認を行っていく。併せて、監理支援費についても、技能実習制度における実費徴収の原則を踏襲した上で、適切な運用となるような措置を検討していく。</p>
<p>二十 育成就労を希望する外国人が送出国に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成就労労働者にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決めの策定に際しては、悪質な送出国が排除され、我が国への育成就労労働者の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>育成就労制度では、育成就労計画の認定要件として、送出国に支払った費用の額が、育成就労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していることという要件を設けており、当該主務省令の内容については令和7年2月から開催している「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」における有識者等の意見も踏まえ検討していく。</p> <p>また、悪質な送出国の排除の実効性を高めるため、新たに送出国政府との間で二国間取決め（MOC）を作成し、原則として、MOCを作成した国の送出国からのみ受入れを行うものとしており、手数料の上限等に係る基準を遵守することや、監理支援機関等への供給、キックバック等をしないことなどを新たに盛り込むことを予定している。</p>
<p>二十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>施行までに、適切な運用に向けたガイドラインを策定すべく検討を進める。</p>
<p>二十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人労働者の家族帯同の在り方について引き続き検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>育成就労外国人の家族帯同については、原則として認めないものの、人道上の観点から、やむを得ない事情がある場合には、「特定活動」の在留資格を付与する等、個々の事情に配慮した運用に努めていく。</p> <p>なお、入管法及び技能実習法の一部改正法は公布された令</p>

		和6年6月21日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行される予定であり、施行後にその運用状況等を踏まえて検討する予定。
二十三 今後、育成就労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成就労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること。	一部措置済み (令和6年)	特定技能制度においては、地方出入国在留管理局による実地調査や定期的な届出などにより実態の把握に努めている。 また、育成就労制度の運用開始後においては、外国人育成就労機構による実地検査、育成就労計画の認定や地方出入国在留管理局による在留審査、各種届出等を通じて実態を把握することを検討している。
二十四 我が国の労働人口の減少に伴う外国人労働者の増加を踏まえ、外国人との共生及び戦略的な受入れ施策を含めた外国人受入れ政策全般について検討を開始し、その結果に基づいて制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。この検討に当たっては、関係者を含めた有識者で構成される会議体を設置して、これを行うこと。	一部措置済み (令和6年)	外国人材の受入れについては、政府としては、専門的・技術的分野の外国人については積極的に受入れていく一方で、それ以外の外国人については、社会的コスト等の幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ検討することとしており、必要に応じて関係閣僚会議等の所要の体制を構築しているところ。 また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等に基づき、外国人の受入れ環境整備を着実に進めている。
二十五 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うものとする。	検討中	外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）において、労働関係法令、社会保険関係法令における義務として遵守すべき事項、賃金、労働時間等の主要な労働条件等の雇用管理の改善のために努める事項等が規定されており、同指針に基づきハローワークにおいて事業主に対して必要な助言や指導を行っているところである。また、同指針上選任が求められている雇用労務責任者にかかる講習を実施する「外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業」を実施している。 今後、事業主が講ずべき雇用管理の内容の履行確保の状況や労使のご意見も踏まえながら、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方について検討していく。

<p>二十六 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて、出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的及び物的体制の整備に努めていく。</p>
<p>二十七 外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うため、予算の確保も含め、体制の整備に努めるとともに、育成就労労働者からより広く認知されるための取組を進めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>外国人育成就労機構については、新たに1号特定技能外国人からの相談業務等を担うこととなったこと及び「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について」(令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において、「外国人育成就労機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」こととしていることを踏まえ、今後、詳細について検討していく。</p>
<p>二十八 育成就労労働者及び特定技能外国人からの各種相談案件について、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人育成就労機構は、関係各省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行うものとする。また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うものとする。</p>	<p>検討中</p>	<p>外国人育成就労機構については、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書を踏まえた政府の対応について(令和6年2月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において、「外国人育成就労機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備する」こととしており、今後、詳細について検討していく。</p>
<p>二十九 外国人労働者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>育成就労制度の運用開始に向けて、ホームページへの掲載や関係団体への説明会等の機会を活用し、適時適切な周知広報を行っていく。</p>

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年4月6日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。</p>	検討中	<p>（法務省）</p> <p>法曹の質に関しては、令和4年3月に「法曹の質に関する検証結果報告書」を法務省ホームページで公表したところである。</p> <p>附帯決議を踏まえて、2回目の「法曹の質に関する検証結果報告書」の公表に向けて調査を進めているところである。</p> <p>【最高裁判所から別途回答】</p>
	措置済み（令和5年）	<p>（法務省・文部科学省）</p> <p>法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的として令和元年6月に改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（令和4年10月1日全面施行）の円滑な実施に向けた取組等を進めてきたところであり、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、令和5年度法科大学院入学者状況の調査（法曹コース生を対象とする特別選抜の結果を含む）や法曹コースの実態調査を実施するなど、法学部と法科大学院が連携して行う新たな一貫教育制度の実施・充実等について検討を行った。</p> <p>このほか、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。</p>

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月13日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即した民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化を可能な限り早期に実現するため、本法の全面施行については、慎重かつ丁寧な審理の妨げとならないよう、また裁判所職員及び当事者等に対し過度な負担とならないよう配慮しつつも速やかに適切な時期の施行に向けた検討を進めるよう努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>本法の全面施行は、公布の日（令和5年6月14日）から5年以内の政令で定める日とされているところ、実際の全面施行の時期については、情報通信技術の進展等の社会経済情勢の状況とともに、裁判所及び関係者における民事関係手続のデジタル化に対応するための準備状況等も十分に考慮した上で、適切な時期の施行となるよう検討を進めている。</p>
<p>二 民事関係手続等のみならず、刑事事件及び少年事件の手続においても、被告人等の人権保障に十分配慮した上で、情報通信技術の活用が迅速に実現されるよう、より一層の検討に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備については、令和6年2月、法制審議会から法務大臣に答申がなされており、今国会に情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（仮称）を提出する予定である。</p>
<p>五 代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。</p>

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年5月9日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。</p>	<p>（法務省）（警察庁） 検討中</p>	<p>（法務省）（警察庁） 最高裁判所において検討中である位置測定端末の規格の設定等に関する検討状況の把握に努めているところであるが、引き続きその状況の把握に努めるとともに、制度の適切な運用態勢を確立できるよう関係機関との協議・検討を行う。 【最高裁から別途回答】</p>
<p>七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努めること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和5年、令和6年）</p>	<p>（法務省） これまでも収容・護送業務に当たる職員の訓練を実施するなどした上、必要に応じて関係機関と連携するなどして適切な収容・護送業務の実施に努めてきたところ、改正法における既に施行済みの制度について、その内容及び趣旨について周知し、これらの制度の利用を通じて逃亡を防止するよう対処している。また、本改正における未施行の制度については、同制度の適切な運用に向けて関係機関と協議・検討を行うなど必要な準備を進めている。 【警察庁から別途回答】</p>
<p>八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努めること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和5年、令和6年）</p>	<p>（法務省） 新設された犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の内容及び趣旨について検察官に周知し、同制度の適切な運用に努めているところであり、今後も、引き続き、同制度の実施において被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するための取組を実施していく。 【最高裁から別途回答】</p>

○出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>二 難民等の認定申請を行った外国人に対し質問をする際の手続の透明性・公平性を高める措置について検討を加え、十分な配慮を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （平成29年、 令和5年、令 和6年）</p>	<p>難民認定申請の性質上、迫害から逃れてきた申請者の置かれた立場に十分に配慮した事情聴取を行うことが重要であることから、令和5年4月には、通訳人の性別や申請者の健康状態に留意するなど、面接の際に配慮すべき事項について、令和6年12月には、申請者による自由な供述の確保等の事情聴取における留意事項について、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知し、難民調査官はこれを踏まえて事情聴取を実施している。</p> <p>また、平成29年3月以降、親を伴わない年少者、重度の身体障がい等を有する者、精神的障がい等を有する者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続において、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを実施している。</p> <p>引き続き、これまでの取組を着実にを行うとともに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディなども踏まえながら、難民認定申請者に対して質問する際の手続の透明性や公平性の向上のための更なる取組の在り方について検討を進めていく。</p>
<p>三 難民審査請求における口頭意見陳述の適正な活用を進めるとともに、難民認定に関連する知識等を十分に考慮した上で、難民審査参与員の任命を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>令和5年9月に開催した難民審査参与員協議会において、参与員に対し、附帯決議の経緯及び内容を周知するとともに、口頭意見陳述のより一層の適正な活用を求めた。また、令和6年9月に開催した難民審査参与員協議会においても、口頭意見陳述の適正な活用について改めて周知した。</p>

		<p>さらに、参与員は従来から難民認定に必要な専門的知見を有している者の中から任命しているところ、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き適切な任命に努めている。</p>
<p>四 送還停止効の例外規定の適用状況について、この法律の施行後五年以内を目途として必要な見直しを検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。</p>	<p>検討中</p>	<p>送還停止効の例外規定が施行されたところ、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なっていないため、今後、当該規定を適用して送還を実施した事例が十分に積み重なった後に、その適用状況を分析し、その結果に基づいて、制度や運用を見直すかについて検討する。</p> <p>送還停止効の例外規定は、入管法等改正法の施行日以降に難民認定申請などをした者に適用されることとなることから、その適用に関する事例が十分に積み重なるまで長期間を要するものと考えられる。</p>
<p>五 送還停止効の例外規定を適用して送還を実施する場合であっても、第五十三条第三項に違反する送還を行うことがないよう、送還先国の情勢に関する情報、専門的知識等を十分に踏まえること。</p>	<p>措置済み（令和6年）</p>	<p>入管法等改正法では、退去強制令書の発付後、当該外国人の意向の聴取等を行い、直ちに送還することができない原因となっている事情を把握して退去のための計画を定めることを規定した。</p> <p>入管法等改正法施行後は、退去のための計画の策定過程等において、送還先国の情勢変化をより適切に把握し、必要に応じて送還先国を見直すなど、附帯決議の趣旨を踏まえて適切に対応している。</p>
<p>七 難民の認定等を迅速かつ適切に行うに当たって必要な予算の確保及び人的体制の拡充を図るとともに、難民調査官、難民審査参与員など当該認定等に関与する者に対して、必要な研修を行うこと。また、研修の成果が実際の難民等の認定実務に活かされるよう、研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むこと。</p>	<p>一部措置済み（令和5年、令和6年）</p>	<p>難民の認定等を迅速かつ適切に行う上で必要な人員及び必要な予算の確保に引き続き努めていく。</p> <p>難民調査官の能力を向上させるため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、国際情勢に関する専門的知識を有する大学教授等に協力いただくなどして研修を実施している。その上で、附帯決議を踏まえ、令和5年5月及び10月に、新任の難民調査官に対する難民認定に調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修の実施及びその内容の充実を行っている。また、令和6年9月に、難民調査</p>

		<p>官に対する出身国情報の調査・収集の手法、諸外国の情勢に係る専門的知識を習得させることを目的とした研修の実施及び内容の充実を行っている。その他、従来から行っている一定の経験を積んだ難民調査官を対象とした、具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民審査参与員に対しては、従来から任命時に難民審査に関する説明会を行っており、さらに、参与員としての知見をより深めてもらう趣旨から、協議会を定期的で開催している。</p> <p>その上で、附帯決議を踏まえ、新任の参与員に対し、経験の豊富な参与員による実際の審理の様子を傍聴してもらう取組を実施しているほか、令和5年12月及び令和6年7月には、専門家による本国情勢に関する講演会を、令和6年1月には、補完的保護対象者の認定制度についての説明会を開催した。</p> <p>附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き必要な研修を行っている。</p>
<p>八 難民該当性判断の手引のみでなく、事実認定の手法を含めたより包括的な研修を実施すること。さらに、実際の難民認定実務における難民該当性判断の手引の運用状況を踏まえつつ、関係機関や有識者等の協力を得て、同手引の定期的な見直し・更新を行い、難民該当性に関する規範的要素の更なる明確化を図ること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>難民調査官に対する研修において、難民該当性判断の手引の内容のほか、事実認定に関する留意事項についても講義を行っているほか、従来から行っている具体的な事案を題材にした討議形式の実践的な研修を事案検討中心の内容に改編した。</p> <p>難民該当性判断の手引の定期的な見直し・更新については、その必要性も含めて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関や有識者等の御意見も伺いながら、検討を進めている。この点、令和6年2月、難民審査参与員から手引の内容に関する提言を受け付ける取組を開始している。</p>
<p>九 国連難民高等弁務官事務所との協力覚書のもと、難民調査官の調査の在り方に関</p>	<p>一部措置済み</p>	<p>国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協力覚書の</p>

<p>するケース・スタディの取組をより一層強化し、難民認定制度の質の向上に努めること。</p>	<p>(令和5年、令和6年)</p>	<p>下でケース・スタディを実施しており、事情聴取に関する詳細な手法など、実務上有用な多数の情報提供を受けている。こうした情報を整理した上で、令和5年4月には、申請者に対する面接の際に配慮すべき事項を、令和6年12月には、申請者の供述内容の信ぴょう性評価を的確に行うために留意すべき事項等を、それぞれ地方出入国在留管理官署に文書で周知した。引き続き、新たな事案を対象としてケース・スタディの成果を積み重ねていき、その成果について運用に反映させていく。</p>
<p>十 最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保すること。日本における難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報を取りまとめて、業務に支障のない範囲内で公表するとともに、難民不認定処分を受けた者が的確に不認定の理由を把握できるよう、その者に対する情報開示の在り方について検討すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、令和6年)</p>	<p>最新かつ関連性及び信頼性のある出身国情報の収集を行う体制を整え、とりわけ専門的な調査及び分析に必要な予算及び人員を十分に確保することは重要であることから、適切に業務を遂行する上で必要な人員及び必要な予算の確保に努めていく。</p> <p>難民認定申請者の主な出身国や申立て内容に関する出身国情報の公表については、従来より、諸外国が公表した出身国情報に係る報告書を日本語に翻訳した上で、出入国在留管理庁のホームページに掲載している。加えて、令和6年から新たに、国別の主な申立てに係る出身国情報を同ホームページに掲載する取組を開始している。また、難民不認定処分を受けた者に対する情報開示について、難民不認定処分を行う際に、申請者に交付する書面に不認定理由を付記しているところ、申請者の申立てに対する判断理由に係る事項を詳細に示すよう努めるなど、内容の充実を図っているほか、実際に申請者に書面を交付する際には、申請者が最も理解できる言語で不認定理由を説明している。引き続き出身国情報の充実・公表に努めるとともに、不認定理由の丁寧な説明に努めていく。</p>
<p>十一 監理措置制度を適正に活用し、収容が不必要に長期にわたらないよう配慮する</p>	<p>措置済み(令</p>	<p>監理措置制度においては、退去強制事由に該当すると疑う</p>

こと。	和6年)	に足りる外国人がある場合には、まずはその者を監理措置に付すか收容するかを選択する判断を行うこととされているほか、外国人を收容した場合でも、主任審査官が3か月ごとに收容の要否を必要に見直し、出入国在留管理庁長官においてもその收容の要否の判断の適正をチェックすることとされている。監理措置決定の要否の検討に当たっては、被收容者の逃亡等のおそれの程度のみならず、收容により本人が受ける不利益の程度を十分に考慮して判断しているところであり、引き続き、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十二 監理措置・仮放免制度の運用に当たっては、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮すること。	措置済み（令和6年）	入管法では、監理人は、監理措置条件等の遵守の確保のために必要な場合に限り、かつ、主任審査官に求められた事項のみを報告すれば足りるものとしているところ、監理人に報告を求めるに当たっては、報告を求める事項のみならず、報告を求める理由や報告の期限を明示することとしており、監理人と被監理者の信頼関係及び関係者のプライバシーを尊重するとともに、監理人に過度な負担とならないよう配慮しているところである。引き続き、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切な運用に努める。
十四 在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を行うこと。	措置済み（令和6年）	令和6年3月に公表した在留特別許可の新たなガイドラインは、附帯決議の趣旨を踏まえて、家族とともに生活するという子の利益の保護の必要性、日本人又は特別永住者と法的に婚姻している場合であって、その婚姻が安定かつ成熟していること、認知が事実と反することが明らかとなり、帰責性なく日本国籍が認められなくなったこと等を積極要素として考慮することを明示し、令和5年入管法等改正法の施行日である令和6年6月10日から運用を開始している。
十五 「外国人との共生社会の実現」を推進するため、出入国在留管理庁の予算・組織・体制の在り方について検討すること。	一部措置済み（令和5年、	附帯決議の趣旨を踏まえて「外国人との共生社会の実現」を推進するため、必要な人的・物的体制の確保に取り組んで

	令和6年)	いる。 今後も、引き続き「外国人との共生社会の実現」の推進に必要な人的・物的体制の在り方の検討に努める。
--	-------	---

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>検察当局においては、性犯罪被害者からの聴取に当たり、その心身の状態を踏まえ、呼出方法や聴取場所及び聴取方法等について配慮している。</p> <p>また、法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援制度について解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を全国の検察庁に配付し、検察官が性犯罪被害者等からの事情聴取を行う際に必要に応じて交付し、関係省庁が実施する支援制度の内容も含め、その内容を説明するなどしている。</p> <p>さらに、法務省においては、令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」（公布後2年以内に施行）により導入された、性犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」について、現在、早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、関係機関・団体と協議を行うなど、必要な準備を進めている。</p> <p>【警察庁、最高裁、内閣府から別途回答】</p>
<p>十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、刑事訴訟法第321条の3等の本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p> <p>【内閣府、警察庁、子ども家庭庁から別途回答】</p>
<p>十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>法務省においては、性犯罪被害者の心理等について、海外調査を含めた調査研究を実施予定である。また、検察官に対して、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、専門家であ</p>

<p>まえた研修を行うこと。</p>		<p>る精神科医師等を講師として、専門家による調査研究を踏まえた性犯罪被害者の心理等に関する講義等を実施し、今後も、同様の講義等を実施予定である。 【警察庁、最高裁から別途回答】</p>
<p>十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、 令和6年)</p>	<p>法務省においては、附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を実施するとともに、性犯罪に関する実情及び海外の制度等について、海外調査を含めた調査研究を実施予定である。その上で、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。 【内閣府から別途回答】</p>

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年6月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p> <p>【文部科学省（スポーツ庁）、国土交通省から別途回答】</p>
<p>二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、同法及び本法の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p>
<p>六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した影像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>法務省においては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第20条第1項の検討に資するよう、本法により新設された性的姿態等撮影罪等の規定の施行状況の調査を行っており、同項の検討を行うに当たっては、こうした調査の結果をも踏まえ、本項目で求められている点についても検討を行う予定である。</p> <p>【警察庁から別途回答】</p>

○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する附帯決議（令和5年12月12日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた特定被害者法律援助事業を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算を確保して、弁護士等による支援体制の一層の強化を図ること。</p>	<p>措置済み（令和6年）</p>	<p>令和6年3月19日に特定被害者法律援助事業を開始しており、今後も必要な予算の確保等を図りつつ、特定不法行為等に係る被害者の実効的な救済に万全を尽くしていく。</p>

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月17日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度)</p>	<p>裁判所においては、改正法の施行前の段階から、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用を実施したり、電子提出の先行実施として、民事裁判書類電子提出システム（通称「mits（ミンツ）」）の運用を開始し、その運用庁を順次拡大したりしており、また、令和6年3月からは、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始しており、このような取組を通じて、電子化に向けた環境整備を進めていると承知している。</p> <p>法務省においては、訴訟手続の電子化を円滑かつ迅速に進めるため、裁判所における上記取組を踏まえつつ、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、関係機関・団体と意見交換を行うなどして必要な検討を進めている。</p>
<p>二 訴訟手続の電子化を円滑に進めることが利用者の利益になるという観点から、施行後五年を経過した場合における検討に当たっては、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、電子情報処理組織による申立て等の利用を拡大・促進するための方策について検討すること。</p>	<p>未着手</p>	<p>対処状況の基準日時点で電子情報処理組織による申立て等に関する本法による改正は未施行であるため、その施行後、その施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。</p>
<p>三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。</p>	<p>検討中</p>	<p>訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用するために必要な支援を受けられる環境整備に向けて、最高裁判所、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行うなどして、必要な検討を進めている。</p>
<p>四 訴訟手続は国民の権利関係の得喪に深くかかわり、その電子化は重大な事柄であるから、制度の円滑な施行を実現し、その利用を促進するため、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携して、制度の周知を十分に図ること</p>	<p>一部措置済み (令和4年度、令和5年</p>	<p>本法の成立後、その円滑な施行に向け、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の</p>

。	度、令和6年度)	公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
七 ウェブ会議の方法による証人尋問等については、心証形成が法廷で対面して行われるものとは異なる場合もあることを踏まえ、裁判所における相当性の判断が適切に行われるよう法制度の趣旨について周知すること。	一部措置済み (令和4年度、令和5年度、令和6年度)	本法の成立後、その法制度の趣旨の周知のため、関係機関の協力の下、説明会への法務省職員の派遣等を行ったほか、ポスター、パンフレットの配布、ウェブサイトによる説明資料の公表等を行った。全面施行に向け、制度の周知のための施策を引き続き実施する予定である。
九 訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。	検討中	訴えの提起の手数料の今後の在り方については、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等を踏まえつつ、外国の制度の調査研究を行うとともに、関係機関、団体等と必要な意見交換を行うなどして、新制度の運用上の課題を抽出し、必要な検討を行っていく予定である。
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。	検討中	法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会で構成される民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の分科会である「障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループ」において、民事裁判手続のIT化等の動向も踏まえつつ、現行制度における課題・対応策について、必要な検討を進めている。
十二 附則第二百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと。	未着手	対処状況の基準日時点で本法はいまだ全面施行されていないため、施行後、本法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等の社会経済情勢を踏まえつつ、必要に応じて検討する予定である。

○刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月10日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。</p>	<p>一部措置済み （令和4年、 令和5年、令 和6年）</p>	<p>損害賠償命令制度の対象事件が、同制度を円滑に運用するためには、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪を対象とすることが相当であるとの観点から、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の一定の罪とされていることを踏まえつつ、対象事件を拡大することの当否等について必要な検討を行っている。</p> <p>また、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方については、特定の類型の被害のみを対象として、損害賠償額についての特別な制度を設けることの当否や、我が国の損害賠償制度の趣旨目的との整合性等の観点を踏まえつつ、司法の判断の動向等を注視しながら、必要な検討を行っている。</p> <p>法テラスでは、民事法律扶助業務として、インターネット上の誹謗中傷による被害を受けた方を含む資力の乏しい方に対し、無料法律相談・弁護士費用等の立替えを実施している。</p>
<p>七 公共の利害に関する事項に係る意見・論評は表現の自由の根幹を構成するものであることを踏まえ、本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>今後、本法の附則の規定に基づき、必要な検討を行うこととしており、そのために必要な侮辱罪の施行状況等の調査を行っているところである。</p>
<p>八 拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>令和5年度に開催した有識者による検討会議の結果も踏まえ、作業報奨金の水準について、加算項目の追加、加算につながる評価項目の見直し等の検討を行っているところである。</p>
<p>九 本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行わ</p>	<p>一部措置済み （令和4年、</p>	<p>矯正施設においては、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、就労の確保、障害のある者等へ</p>

<p>れることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。</p>	<p>令和5年、令和6年)</p>	<p>の支援及び特性に応じた効果的な指導の実施等の充実強化のための人的・物的体制の整備を進めるとともに、処遇効果の検証も含め、社会内処遇との緊密な連携を強化する取組を進めている。</p> <p>また、刑事手続のデジタル化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、AI技術の活用に関する調査研究を実施したほか、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和5年度に、要件定義を令和6年度に実施した。</p>
<p>十 犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・AI技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>矯正施設においては、令和4年度に、受刑者等の処遇に関する情報等のデータベースを管理する業務システムを刷新するための開発に着手し、令和5年度は、利用者向けの研修、データ移行等を進め、令和6年度に運用を開始した。</p> <p>これにより、受刑者等のデータについて、様々なIT技術を活用しつつ、効果的・効率的に収集・分析することを通じ、犯罪傾向の把握、矯正処遇の検討や実施、効果検証といった様々な施策や取組を一層充実させる。</p> <p>そのほか、AI技術を活用して受刑者の教科指導を実施し始めるなど、受刑者等の再犯防止や社会復帰支援を更に推進している。</p> <p>更生保護行政においては、保護司活動のデジタル化に関して、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる保護司専用ホームページを、令和3年8月から運用しており、運用開始以降、順次機能の拡充を行っている。</p> <p>また、刑事手続のデジタル化へ対応するとともにデータ活用による効果的な保護観察処遇を実施することを可能とするため、AI技術の活用に関する調査研究を実施したほか、書類の電子化・発受のオンライン化等に対応するシステム構築に向けた調査研究を令和5年度に、要件定義を令和6年度に実施し</p>

<p>十一 拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、 令和5年、令 和6年)</p>	<p>た。 刑事施設における処遇調査を充実させるため、調査センターを増設したほか、その調査対象者の範囲を拡大した。加えて、拘禁刑の創設に伴い、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進するため、処遇指標の指定や処遇調査等に係る運用方針を検討している。また、少年鑑別所の調査機能の活用に係る運用方法等を定め、その運用が円滑になされるよう、一部の少年鑑別所に、刑事施設と少年鑑別所間の連絡・調整を担うポストを新設した。</p>
<p>十二 満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開、老朽化する施設の整備の促進等を図るための十分な財政的措置を講ずること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、 令和5年、令 和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、令和5年度から更生保護施設入所者や退所者等の特性に応じた専門的な支援等を保護観察所が委託して行う特定補導を実施していることに加え、施設退所者等への訪問支援事業の実施施設は、令和4年度は8施設であったところ、令和6年度において19施設に拡大している。</p>
<p>十三 犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うとともに、更生保護地域連携拠点事業の充実を図ること。</p>	<p>措置済み(令 和5年、令和 6年)</p>	<p>令和5年度予算から、都道府県を対象とした再犯防止に関する交付金の予算が措置され、域内の市区町村に対する再犯防止施策の企画立案支援や人材育成支援、犯罪をした者等に対する直接支援を実施した都道府県に対し、交付金を交付している。更生保護地域連携拠点事業については、令和7年度予算政府案において、事業内容を一部見直し、事業名称を「更生保護地域寄り添い支援事業」に変更した上で実施庁を拡大するなど、その充実に努めている。</p>

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年12月8日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止など本法による改正内容について十分な周知に努めること。特に、本法の施行の日前に生まれた子に適用される子及び母の否認権の行使については本法の施行の日から一年間に限り認められていることに鑑み、対象となる無戸籍者等に対する周知が遺漏なく行われるよう努めること。</p>	<p>一部措置済み （令和5年、 令和6年）</p>	<p>改正法施行前において無戸籍者として把握している方に対しては、否認権の行使の機会を逸することのないよう、個別に改正法案の内容をお知らせするため、令和5年12月11日付けで、全国の法務局に対し、法務局職員の面会や書面の郵送などによる通知の具体的方法を定めた事務連絡を発出した。また、改正法の周知のため、同年1月13日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年3月及び同年11月、ポスター及びリーフレットを関係機関・関係団体に配布したほか、同月、無戸籍者等に向けた動画の作成を行い、法務省ホームページ等で公開した。令和6年2月及び同年3月に、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関・関係団体に配布した。改正法の施行後である同年4月、政府広報ラジオの番組において改正法の概要を説明するとともに、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明した。加えて、同年2月頃以降、断続的に、Google、Yahoo!など様々な媒体に無戸籍者解消のためのテキスト広告やバナー広告、検索連動広告などのインターネット広告を出稿するとともに、前記無戸籍者等に向けた動画を用いてインターネット上の動画配信サイトにおける動画広告を実施している。</p> <p>引き続き、無戸籍者の解消状況等を踏まえつつ、新たな動画作成や、ポスター、リーフレット及び手引書を改訂するなどし、関係機関・関係団体への配布等を行うとともに、インターネット広告等を用いて周知広報に努める予定である。</p>

<p>二 本改正が無戸籍者対策として行われることに伴い、無戸籍者が司法手続を利用しやすくするための支援や、行政サービスを受けられるよう、関係機関が綿密な連携に努めること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、 令和6年)</p>	<p>これまでも、法務局や市区町村の職員が、無戸籍者の母親等に定期的に連絡をしたり、個別に訪問したりするなど戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続がとられるよう支援を行うとともに、各法務局等に弁護士費用等について相談があった場合には、法テラスの民事法律扶助制度を案内するなどの支援を行っている。また、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、戸籍に記載される前であっても、一定の要件の下で行政上のサービス等を受けることは可能であることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。加えて、令和6年3月には第13回無戸籍者ゼロタスクフォースを開催し、関係機関間での取組状況等を共有するなどして、緊密な連携を図った。</p> <p>引き続き、手引書や法務省ホームページにより周知を行うとともに、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行う予定である。</p>
<p>三 母や子が父を相手に否認権を行使するに当たり、DVや児童虐待等がある場合があることを踏まえ、相手方と対面することなく、また、相手方に住所等を知られることなく手続を行うことができる措置を講じるなどの柔軟な運用について周知すること。</p>	<p>一部措置済み (令和5年、 令和6年)</p>	<p>これまでも、配布用の冊子(手引書)や法務省ホームページには、相手方と対面しないよう配慮したり、申立書に現住所を記載することを厳格には求めない取扱いをしたりするなど、裁判所において事案に応じた措置が講じられていることの説明が記載されており、これを活用した案内を行っている。また、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)において、裁判所の決定により、住所等を裁判手続の相手方に秘匿することができる制度が創設され、令和5年2月20日から施行されている。加えて、令和6年には、前記冊子(手引書)の改訂作業を進めたところであり、引き続き、改訂した前記冊子(手引書)を関係機関・関係団体に配布するとともに、法務省ホームページにより適切に案内を行う予定である。</p>
<p>四 本法施行後も、本改正が無戸籍者問題の解消に資するものとなっているかを継</p>		<p>令和6年度に実施された、各法務局・地方法務局において</p>

<p>続して検証し、必要に応じて、嫡出推定制度等について更なる検討を行うこと。</p>	<p>一部措置済み (令和6年)</p>	<p>戸籍事務に関する事項を協議する会同において、無戸籍者に対する改正民法の周知やその課題等を協議事項として取り上げ、全国の法務局・地方法務局で協議を実施したところであり、現在その結果等の検証作業を実施している。引き続き、改正法の施行による無戸籍者の解消状況等を踏まえつつ、必要な検討を行う予定である。</p>
<p>五 国籍法第三条の改正により、国籍取得後に事実と反する認知が明らかとなった場合には、認知の無効を争うことができなくなった後であっても当該認知された子の国籍取得が当初から無効であったこととなり日本国籍が認められなくなることを踏まえ、無国籍者の発生防止・削減の観点や日本人として生活していた実態等を十分に勘案して、当該子の法的地位を速やかに安定させるよう、帰化又は在留資格の付与に係る手続において柔軟かつ人道的な対応を行うこと。</p>	<p>措置済み(令和5年)</p>	<p>令和5年9月1日付け「認知無効が判明した場合における子の無国籍状態を円滑に解消するための取組について(通知)」を发出し、各地の法務局が中心となって、改正後の国籍法第3条第3項により無国籍状態になるおそれのある方の情報を収集し、その方に対し、無国籍者の発生防止の観点から、帰化の手続や在留資格に関する手続を案内すること及び外国籍の確認等の手続につき相談先を案内することのほか、入管当局と連携をし、その情報を共有するなど関係機関の連携を強化し、その方が戸籍に記載されていない期間等を可能な限り短縮するための取組を開始した。</p> <p>なお、出入国在留管理庁においても、同日付けで法務局等関係機関との連携に係る通知を发出済みである。</p>
<p>六 政府は、本法施行後、国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握し、必要に応じて、それに伴う課題等の有無を検討すること。</p>	<p>措置済み(令和5年)</p>	<p>国籍取得後に事実と反する認知が明らかになり、国籍取得が当初から無効となる子の件数及びその原因を把握するため、上記通知において、市区町村から各地の法務局への報告を求めることとしている。</p>
<p>七 民法の懲戒権の規定に関しては、児童虐待の口実として使われることを防止するために当該規定の削除等が行われることを踏まえ、体罰等は許されないという認識を社会全体で共有するために積極的かつ細やかな広報活動を行うなど、本改正の趣旨についての周知徹底及び関係機関との連携に努めること。</p>	<p>措置済み(令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえて、関係機関等と連携の上、適切かつ十分な広報周知を行うべく、令和5年1月13日、改正法の概要及び説明資料を法務省ホームページに掲載した上、同年3月、関係機関等に対してポスターを配布した。また、令和6年2月、改正法の概要を記載したパンフレットを関係機関等に配布するとともに、同年4月、弁護士を対象とした日本弁護士連合会主催の説明会において、改正法の概要を説明した。</p>

○「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議（令和3年4月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえた承認要件や負担金の額等を定める「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和4年政令第316号）が施行され、相当数の土地が国庫に帰属している。</p> <p>また、本制度の承認申請があった際には、地域の実情に沿った土地の有効活用の機会が確保されるよう、関係機関や地方公共団体に対して申請土地の情報を提供する運用としている。</p>
<p>二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手續等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和5年、令和6年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、裁判所に対する過料事件の通知の手續等に関する省令改正を行うとともに「正当な理由」が認められる一般的な類型等を明らかにした通達を発出した（令和6年4月1日運用開始）。</p>
<p>三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。</p>	<p>（法務省） 一部措置済み （令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和4年度税制改正の大綱において、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記について、登録免許税の非課税措置を適用すること、相続登記等に対する登録免許税の免税措置を拡充した上で、その適用期限を3年間延長することが盛り込まれた。また、相続登記等に係る免税措置について、その適用期限の延長等に係る税制改正要望（法務省提出）を行った結果、令和7年度税制改正の大綱において、免税措置の適用期限を2年間延長することが盛り込まれた。</p> <p>加えて、相続人申告登記等の新たに創設される職権登記や相続登記の添付書面の簡略化等を内容とする省令改正や通達</p>

<p>四 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>の発出を行った(令和6年4月1日運用開始)。</p> <p>平成24年7月に在留管理制度が導入されたことに伴い外国人登録制度は廃止されたが、それまで市区町村に保管されていた外国人登録原票は、現在は出入国在留管理庁において適正に管理・保管している。同原票の開示請求があった場合には適切に対応しており、同請求手続の方法については、出入国在留管理庁のホームページで案内している。</p> <p>また、相続を証する書面として、どのような書面を要求するかについては、当該制度を所管する府省において検討するものと承知しているところ、外国人に関する戸籍届書の保存期間を延長することについて、各制度におけるニーズを踏まえ検討する予定である。</p> <p>このほか、附帯決議の趣旨を踏まえ、外国人を当事者とする相続登記の申請に必要な住所証明情報の取扱いを明らかにする通達を発出した(令和6年4月1日運用開始)。</p>
<p>六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。</p>	<p>(法務省) 検討中</p>	<p>登記官が他の公的機関から所有権の登記名義人の死亡等の情報を取得し、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、令和8年4月1日の施行に向けて、関係機関とともに、その情報収集の仕組みや、各種台帳相互の連携強化に向けた仕組みの在り方について検討している。</p>
<p>七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、新たな所有者不明土地対策としての各種施策を実施するために必要となる法務局の人的及び物的体制の整備を進めているところである。</p>
<p>八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、</p>	<p>法務省においては、民法等の一部を改正する法律において新たに設けられた財産管理制度の適正かつ円滑な運用を図るために、附帯決議の趣旨を踏まえ、この制度が効率的な管理</p>

<p>家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用できる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。</p>	<p>令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>と申立人の負担軽減を趣旨とすることや、請求が可能な利害関係人の範囲などについて、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会等とも連携しつつ、説明資料を作成するとともに説明会を開催するなどして周知広報に取り組んでいる。</p> <p>また、司法書士・土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るため、最高裁判所に対し、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会における管理人候補者を確保する取組について通知し、各地方裁判所への周知を依頼するなど、新たな財産管理制度の適正かつ円滑な運用の実現に向けて、関係機関・団体とも連携して準備を行った。</p>
<p>九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>附帯決議の趣旨を踏まえ、今回の見直しに関するポスター・パンフレット等を作成し、法務局、市町村、関係機関に配布するとともに、より平易な表現を用いたQ&Aや広報用マンガ、より詳細な説明資料を法務省ウェブサイトに掲載したり、テレビCM、新聞広告等の全国的な広報を実施したりするなどの広報活動を行っている。</p> <p>また、相続登記の申請手続について、国民向けに分かりやすく解説・説明したハンドブックを作成し、法務局ウェブサイトで公開している。</p> <p>引き続き、今回の所有者不明土地対策のための見直しが国民全般に十分浸透するよう、法律専門職者との連携及び予算の確保に努めつつ、周知・広報等を行っていく。</p>
<p>十一 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。</p>	<p>(法務省) 一部措置済み (令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>長期相続登記等未了土地解消作業においては戸除籍謄本等の調査を司法書士が受託し、表題部所有者不明土地解消作業においては土地家屋調査士や司法書士を所有者等探索委員に任命しており、これらの専門職者と共同で実施している。</p> <p>また、遺言書保管制度においては申請書及び請求書の作成代理を司法書士が行っているほか、法務局地図作成事業にお</p>

		いても土地家屋調査士と連携して実施しているなど、所有者不明土地対策の実施に当たっては司法書士や土地家屋調査士を活用しており、引き続き、これらの専門職者と連携しながら推進していく。
十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手續の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。	(法務省) 検討中	<p>前段について、令和6年3月1日から実施された戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえて検討する予定である。</p> <p>後段について、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日)において、「法務省は、デジタル庁と連携し、相続手續の基礎となる法定相続人の特定に当たり、…戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項の士業者が職務のために戸籍証明書等を請求する場合についても、…オンライン請求を実現するため、…所要の措置を講ずる。」とされたことを踏まえ、士業者団体や事業者と、その実現に向けた検討を進めているところである。</p>
十三 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。	(法務省部分) 一部措置済み (平成27年、令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年)	<p>(法務省部分)</p> <p>法務省においては、法務局地図作成事業を行っているところ、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、平成27年度を初年度とする新たな10か年計画を策定し、都市部における事業面積を拡大するとともに、大都市の枢要部等についてもこれを実施している。</p> <p>また、被災地における同事業については、平成27年度から3か年計画で実施し、計画の延長を行いながら令和5年度まで実施してきたところ、復興のために当該事業を実施すべき地域がなお存在するため、更に3か年延長して、令和6年度分から令和8年度分まで当該事業を引き続き、実施することとしている。</p> <p>さらに、平成28年熊本地震の被災地においても、復旧・復興のため、法務局地図作成事業を実施すべき地区が存在する</p>

	(国交省部分) 国交省に依頼	ことから、令和2年度から令和6年度の5か年で震災復興型 法務局地図作成事業を新たに実施することとしている。 (国土交通省部分) 国土交通省に依頼
--	-------------------	---

○少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>四 罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。</p>	<p>措置済み（令和5年）</p>	<p>再犯防止に係る省庁及び有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」の下で、「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」を開催した。</p> <p>当該ワーキンググループにおいて、資格制限の在り方を緩和するニーズが高い資格について調査を行った上で、関係省庁や地方公共団体への照会等を通じて、それら各資格の制限の内容、趣旨・目的、審査の判断基準等の調査を行った。</p> <p>当該調査結果を踏まえ、前科による資格制限の在り方等について総合的な検討を行い、その結果を取りまとめ、これを法務省から各府省庁に対して通知し、前科による資格制限の在り方等の見直しを積極的に検討するよう依頼した。</p>
<p>七 犯罪被害者支援を充実させる観点から、真に援助が必要な犯罪被害者が早期の段階から弁護士による支援を受けるための弁護士費用の援助を始めとする充実した法的支援の方策について、担い手である日本弁護士連合会や日本司法支援センターと連携し、引き続き検討すること。</p>	<p>一部措置済み（令和6年）</p>	<p>令和6年4月に成立した「総合法律支援法の一部を改正する法律」（公布後2年以内に施行）により導入された、一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を受けられるようにする「犯罪被害者等支援弁護士制度」について、現在、早期に円滑かつ充実した運用を開始できるよう、関係機関・団体と協議を行うなど、必要な準備を進めている。</p>

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月7日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
<p>一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。</p>	<p>一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>法務省では、令和元年度から官民連携して、国際仲裁の活性化に向けた施策を行っているところ、令和6年5月に国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議において策定された「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）」を踏まえ、大学及び法科大学院における講義の実施や司法修習生に対する国際仲裁プログラムの提供、仲裁関連団体が実施する研修等の支援など仲裁人・仲裁代理人等となり得る者の人材育成の取組を行った。また、学生向けの模擬仲裁大会を後援するなど、国際的な法務人材育成の支援に向けた取組を実施した。今後も、上記各取組を始めとして、官民連携し、必要な取組を行っていく。</p>
<p>二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。</p>	<p>一部措置済み（令和2年、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年）</p>	<p>法務省では、法令外国語訳専用ホームページにおいて、これまで合計970本以上の英訳法令を公開しており、翻訳の検査体制を強化するとともに、令和6年4月からAIを活用した法令翻訳システムを導入し、これを踏まえた効率的な業務スキームを実施するなど、日本法令の外国語訳を一層迅速に公開するために必要な取組を進めている。</p> <p>また、令和元年度から官民連携して、国際仲裁の活性化に向けた施策として、広報・意識啓発、人材育成等の取組を行っているところ、令和6年5月に国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議において策定された「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和6年指針）」を踏まえ、企業や仲裁実務家向けの国際仲裁・調停に関するセミナーを国内外において開催した。今後もこうした取組を進めていく。</p>

		<p>加えて、法制審議会において、国際仲裁及び国際調停に関して最新の国際水準に対応する内容を含むものとして決定された「仲裁法の改正に関する要綱」及び「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱」が、法務大臣に答申され、これらを踏まえて立案された「仲裁法の一部を改正する法律」及び「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」が令和5年4月にそれぞれ成立し、令和6年4月に施行された。</p>
<p>三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。</p>	<p>一部措置済み (令和4年、令和5年、令和6年)</p>	<p>弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度導入に関する規定部分については令和4年11月1日に施行され、令和7年1月31日現在、同法人は設立されていないが、引き続き、同法人の設立に係る動きを注視し、必要に応じ、更なる制度周知を図るなど、同制度の定着に向けて適切に対応していく。</p>